

調査研究会の公開について（案）

会議、資料及び議事要旨の公開について

- ・原則、公開とする。
- ・ただし、本会合の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- ・議事要旨の公開については、一般のアクセスが可能な総務省沖縄総合通信事務所のホームページに掲載し、公開することとする。